神戸市が設置する駐車場

指定管理者応募要領様式集

令和７年７月

神戸市建設局駅前魅力創造課

|  |  |
| --- | --- |
| 様　式　集　目　次 | |
| ○指定申請書及び申請者に関する様式 | |
| 【様式1】 | 指定申請書 |
| 【様式2】 | 申請法人概要 |
| 【様式3-1】 | 共同事業体結成届出書 |
| 【様式3-2】 | 共同事業体協定書 |
| 【様式4-1】 | 誓約書 |
| 【様式4-2】 | 誓約書　役員名簿 |
| 【様式5】 | 神戸市税に関する誓約書　兼　調査に関する承諾書 |
| 【様式6】 | 再委託（下請負）承諾書 |
| 【様式7】 | 質問書 |
| 【様式8】 | 辞退届 |
| ○事業計画書に関する様式 | |
| 【様式9】 | 収支予算書（各年毎） |
| 【様式10】 | 収支予算書（5年間） |

※１　提出書類は２部（正本１部、副本１部）作成してください。

※２　この書類は選定委員会での審査資料となりますので、申請書類にぺージ番号を入れると共に、提出書類一覧の順に整理し、項目毎に右端にインデックスラベルをつける等、分かりやすいものにしたうえ、１部ごとにＡ４のチューブファイルに綴じて提出してください。

※３　全ての提出書類の電子データ（様式を指定している書類は、紙資料のスキャンではなくワード・エクセルファイル）を格納したCD（DVD）-Rを1枚持参又は書留郵送してください。

　　　CD（DVD）-Rには、団体名を記入したシール等を剥がれないように貼付してください

※４　副本及び電子データは、全ページにおいて事業者名が分からないような措置をしてください。

令和　　　年　　月　　日

神　戸　市　長　　宛

申　請　者

所在地

※共同事業体の場合、共同事業体の名称と所在地、

および代表法人名、代表者氏名

団体名

代表者名　　　　　　　　　印

　神戸市が設置する駐車場指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添付のうえ、申請します。

記

1. 申請法人概要ほか　【様式２～６】
2. 添付書類（登記簿謄本、印鑑証明書、納税証明書、定款、決算書、管理実績、業務引継計画）
3. 事業計画書
4. その他市長が必要と認める書類

※希望しない駐車場はリストから削除してください

■指定管理を希望する駐車場

Ⅰ．完全利用料金制施設（利用料金収入のみで運営する施設）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設番号 | 駐車場名 |
| １ | 神戸市立三宮駐車場 |
| ２・３ | 神戸市立花隈駐車場・神戸市神戸駅南駐車場 |
| ４・５ | 神戸市立湊川公園駐車場・神戸市荒田公園駐車場 |
| ６ | 神戸市舞子駅前駐車場 |
| ７ | 神戸市和田岬駅前駐車場 |

Ⅱ．利用料金施設（指定管理料あり）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設番号 | 駐車場名 |
| ８ | 神戸市立鈴蘭台駐車場 |
| ９ | 神戸市長田北町駐車場 |
| １０・１１ | 神戸市新長田駅前駐車場・神戸市立細田駐車場 |

申請法人概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請法人の名称 | 設立年月日（　　　　　　　　　　　） |
| 主たる事務所の所在地等 | 〒（　　　－　　　　）  住　所  　　　　　　　　　　　　電話（　　　）  　　　　　　　　　　　　FAX （　　　） |
| 代表者氏名 |  |
| 連　絡　先 | 補職名  　氏　名　　　　　　　　　　　電話（　　　）  　　　　　　　　　　　　　　　FAX （　　　）  　　Ｅ－mail |
| 再委託先法人  （名称・主たる事務所の所在地等） | 〒（　　　－　　　　）  住　　所  名　　称  代表者名  連絡先　　補職名　　　　　　　氏名  　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　） |
| 再委託先法人  （名称・主たる事務所の所在地等） | 〒（　　　－　　　　）  住　　所  名　　称  代表者名  連絡先　　補職名　　　　　　　氏名  　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　） |
|  | 再委託先法人との業務分担および責任体制について記載してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 団体（法人）の名称 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 役員数 |  |
| 職員数 |  |
| 設立年月日 |  |
| 主な事業 |  |
| 経営状況について | 別添　過去３年分の決算書類 |
| 経営計画 | |
| 経営における理念・経営方針について |  |
| 駐車場の管理運営を希望する理由について |  |

令和　　年　　月　　日

共同事業体結成届出書

神　戸　市　長　　宛

共同事業体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　所　在　地

　団　体　名

代表者印

代表者氏名

件名　　神戸市が設置する駐車場の指定管理者

　上記件名の公募に参加するため、共同事業体を結成し、下記のとおり代表者及び代表者の権限を構成員全員一致で定めましたので、届け出ます。

　なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成員は神戸市が設置する駐車場の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して債務を負います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同事業体 | 名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 代　表　者  （代表法人） | 代表者印 |
| 共同事業体の構成員  （共同事業体の代表者（代表法人）を含む） | | 所　在　地  代表者印  団　体　名  代表者氏名 |
| 所　在　地  代表者印  団　体　名  代表者氏名 |
| 所　在　地  代表者印  団　体　名  代表者氏名 |
| 共同事業体の成立、解散の時期及び存続期間 | | 令和　年　月　日から当該指定管理者の指定期間終了後３か月を経過する日まで。  ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合は、当該指定を受けることができなかった日に、また、当共同事業体に対する指定が取り消された場合は、当該指定取消の日に、それぞれ解散するものとします。なお、後者による解散の場合、当共同事業体は、解散後においても、神戸市が別に定める期間、その指示の下、引継ぎや財務処理等の必要な業務を行うものとし、全ての構成員は、これらの業務を当共同事業体に共同連帯して行います。 |
| 代表者の権限 | | １　指定管理者の指定の申請に関する件  ２　神戸市との協定締結に関する件  ３　経費の請求受領に関する件  ４　その他契約に関する件 |
| その他 | | 本届出書の提出にあたり、下記１から５までの留意事項について、構成員全員が承諾します。  １　本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。  ２　代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決する。  ３　指定管理者候補者に選定されたときは、指定管理者の指定にかかる議会の議決を経る前に、構成員間の職務分担や責任等を明記した「共同事業体協定書」を締結し、その写しを神戸市に提出する。  ４　本届出書提出後における構成員の変更（加入又は脱退、除名、破産又は解散による場合を含む。）は、指定管理者候補者の選定の基礎となった人的・物的要素を欠くことになるため、当共同事業体としての応募資格を喪失し、指定管理者の指定を受けた後において指定が取り消されることに異議を述べない。 |

（備考）共同事業体の構成員の数が４以上になる場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

神戸市が設置する駐車場の指定管理者　共同事業体協定書（案）

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の各号の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　市立○○駐車場（神戸市△△区○○町１丁目１番１号所在）指定管理者の事業

（２）　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同事業体は、○○共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、　年　月　日に成立し、市立○○駐車場に係る指定管理者の指定管理期間終了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　指定管理者の指定を受けることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該指定を受けることができなかった日に解散するものとする。

３　指定管理期間の途中で指定管理者の指定を取り消されたときは、当事業体は、第１項の規定にかかわらず、当該指定を取り消された日に解散するものとする。ただし、本項により解散した後においても、当事業体は、神戸市が別に定める期間、その指示に従い、引継ぎや残務処理等の必要な業務を行うものとし、各構成員は、これらの業務を当事業体に共同連帯して行うものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

（代表者）

第６条　当事業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、第１条事業に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、神戸市及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって指定

管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の執行に当たるものとする。

２　当事業体は、年１回以上、運営委員会を開くものとする。

３　運営委員会の議事は、多数決により決する。

（構成員の職務分担及び責任）

第９条　構成員は、第１条の事業の履行に関し、別記の職務分担表に基づき職務を分担するとともに、当事業体と連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第11条　構成員はその分担職務の遂行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第12条　第１条の事業の履行に関し発生する共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（決算）

第13条　当事業体は、事業年度毎に決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第14条　決算の結果利益を生じた場合には、運営委員会で定めるところにより構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第15条　決算の結果欠損金を生じた場合には、運営委員会で定めるところにより構成員が欠損金を負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第16条　構成員がその分担職務の遂行において、神戸市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものと

する。

４　前三項の規定は、いかなる意味においても第９条に規定する当事業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第17条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業中における構成員の加入に対する措置）

第18条　当事業体は、神戸市に提出した共同事業体結成届出書に構成員として記載した者（以下「当初構成員」という。）以外の者を、新たに構成員として当事業体に加入させないものとする。ただし、当初構成員を当事者とする会社法（平成17年法律第86号）に基づく組織再編や事業譲渡等に伴う場合であって、他の構成員全員及び神戸市の承認を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の適用により新たに加入した構成員に関する必要経費の分配、共通費用の分担、利益金の配当及び欠損金の負担については、運営委員会で定めるものとする。

（事業中における構成員の脱退に対する措置）

第19条　当初構成員は、当事業体が事業を完了する日までは脱退することができない。ただし、当初構成員を当事者とする会社法に基づく組織再編や事業譲渡等に伴う場合であって、他の構成員全員及び神戸市の承認を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の適用により脱退した構成員に関する必要経費の分配、共通費用の分担、利益金の配当及び欠損金の負担については、運営委員会で定めるものとする。

３　事業途中において当初構成員が脱退した場合においては、残存構成員が当事業体に共同連帯して事業を執行する。

（構成員の除名）

第20条　構成員のいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、神戸市の承認を得た上で、他の構成員全員の合意により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項により構成員を除名する場合は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（事業中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第21条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第19条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第22条　当事業体が解散した後においても、当該事業につき債務不履行、契約不適合等があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第23条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

住　所

名　称

代表者

住　所

名　称

代表者

住　所

名　称

代表者

住　所

名　称

代表者

誓　　約　　書

令和　　　年　　月　　日

神　戸　市　長　　宛

申　請　者

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　印

神戸市が設置する駐車場の指定管理者の指定申請にあたり、応募要領に規定する応募資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

また、下記に規定する資格要件を確認するため、神戸市が兵庫県警察本部等関係機関に対して、別紙役員等名簿を調査・照会資料として使用することに承諾します。

記

1. 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体でないこと
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年５月市長決定）第５条各号に該当する団体でないこと
4. 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税において未納の税額がある団体でないこと
5. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと
6. 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体でないこと
7. 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去１年以内に、他の自治体を含めて指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体でないこと

（８）指定管理業務に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守すること

（９）指定管理業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とすること。また、本市の求めがあった場合は、その誓約状況を本市に説明すること

（10）受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じること

別表（誓約事項(８)（９）関係）

労働関係法令

（１） 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（２） 労働組合法（昭和24年法律第174号）

（３） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（４） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

（７） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

（８） 労働契約法（平成19年法律第128号）

（９） 健康保険法(大正11年法律第70号)

（10） 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

（11） 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

（12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

　　※最低賃金法は労働基準法第９条に規定する「労働者」に適用される。使用従属関係にない「地域団体の構成員」や、いわゆる「有償ボランティア」等については通常、労働者性が認められず、最低賃金法の対象にはならない。



神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

神戸市長あて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

１．申請者は、以下のことを誓約します。

　（１）納期限が到来している神戸市税に滞納かつ未申告がないこと。

　（２）上記（１）が事実と相違する場合、応募資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

２．上記１．（１）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

　　全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を「神戸市が設置する駐車場指定管理者応募要領」の応募資格の審査及び確認に利用すること。

３．上記１の誓約及び２の承諾の有効期限は令和8年3月31日までとします。

申請者【法人】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（ふりがな）**  **法人名** |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
| **（ふりがな）**  **代表者　職・氏名** |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
| **法人番号** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **登記上の本社・本店**  **所在地** | **〒　　　-**  □上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。  ↑本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。 | | | | | | | | | | | | | |
| **法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。**  **（本社・本店含む）** |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
| ※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。 | | | | | | | | | | | | | |
| **担当者名** | 法人へ市税に関して確認の連絡をすることがあります。  法人の担当者のお名前、連絡先を必ずご記入ください。  **氏名：　　　　　　　　　　　　電話番号：** | | | | | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 再 委 託（下 請 負） 承 諾 申 請 書  　　年　　月　　日  神　戸　市　長　　あて  指定管理者  住所  氏名  （提出者：業務責任者　　　　　　　　　　）  　　協定書第13条第１項の規定に基づき、下記委託業務を再委託（下請負）・再々委託等をしたいので承諾願います。   |  |  | | --- | --- | | 指定管理業務の名称 |  | | 再委託（下請負）、  再々委託等の業務内容 |  | | 再委託(下請負)先  (再々委託先等) | （住所）  （法人名）  （代表者） | | 再委託(下請負)先  (再々委託先等)予定金額 | 円（うち、消費税額　　　　円） | | その他特記事項 |  |   〔再委託・再々委託等の条件〕  (1) 再委託先（下請負人）は、この承認に係る業務の全部または大部分を第三者に履行させてはなりません。再委託先（下請負人）がこの業務の一部を第三者に履行させる場合（二次再委託(下請負)）には、指定管理者は神戸市による事前の承認を得る必要があります。以下、二次再委託（下請負）先がさらに第三者に履行させる場合等（三次以降の再委託(下請負)）も同様とします（二次以降の再委託（下請負）を「再々委託等」とします。）。  (2) 再委託先（下請負人）、再々委託先等は、再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行のほか、一括再委託（一括下請負）、一括再々委託等の禁止、個人情報等の保護、情報セキュリティポリシー等の遵守、暴力団等の排除に関する措置、適正な賃金の支払に関する措置など協定における指定管理者が負う義務と同様の義務を負うものとします。  (3) 再委託先（下請負人）、再々委託先等による再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行により、神戸市に損害を与えた場合は、指定管理者が神戸市に対する賠償の責を負うこと。  (4) 協定の目的物について、再委託先（下請負人）、再々委託先等によるこの契約の業務の履行に係る部分に契約不適合があった場合は、指定管理者が契約不適合責任を負うこと。  (5) 再委託（下請負）、再々委託等にあたって、指定管理者、再委託先（下請負人）、再々委託先等は再委託先（下請負人）、再々委託先等に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。  (6) 指定管理者、再委託先（下請負人）、再々委託先等が、この承諾の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すものとする。この場合において、指定管理者、再委託先（下請負人）、再々委託先等に損害が発生したときは、神戸市は一切の賠償の責を負いません。  〔注意事項〕  〇再々委託等にかかる申請の場合、別紙施工体系図（履行体系図）を添付してください。 |

令和　　年　　月　　日

質　問　書

神戸市長　宛

神戸市が設置する駐車場指定管理者応募要領等に関し質問を行いたいので、質問書を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問者 | 法人名 |  |
| 部　署 |  |
| 担当者名 |  |
| 電　話 |  |
| E-mail |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資料名 |  | ページ |  |
| 項目名 |  | | |
| 質問内容 | | | |

（注）質問は公募資料の記載事項に限ります。要旨を簡潔にまとめて記載してください。

質問が多数ある場合は、本様式の別紙としてExcel等の表形式として提出してください。

辞　退　届

令和　　年　　月　　日

神戸市長　宛

　令和　　年　　月　　日付で申請した「神戸市が設置する駐車場指定管理者」への応募を辞退します。

　　　　　　　　　　　　　　　　（代表法人）

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（再委託先法人）

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（再委託先法人）

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

記

　　　応募を辞退する駐車場名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　駐車場

（注）　再委託先法人がある場合は、構成団体すべてについて記入すること。

○○駐車場　収支予算書（各年毎）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入の部 |  |  | （税込：千円） |
| 科目 | 予算額 | 積算内訳 | 備考 |
| 利用料金収入 |  |  |  |
| （指定管理料） |  |  |  |
| その他  （　　　　　　　　） |  |  |  |
| 収入見込合計A |  |  |  |

令和　　年度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支出の部 |  |  | （税込：千円） |
| 科目 | 予算額 | 積算内訳 | 備考 |
| 人件費 |  |  |  |
| 光熱水費 |  |  |  |
| 設備管理・保守点検費 |  |  |  |
| 施設清掃・ごみ処理費 |  |  |  |
| 備品費・消耗品費 |  |  |  |
| 事務費 |  |  |  |
| 修繕費 |  |  |  |
| 公租公課費 |  |  |  |
| その他経費 |  |  |  |
| 支出見込合計B |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本納付金 |  |  | （税込：千円） |
|  | 予算額 | 備考 | |
| 収入見込合計A |  |  | |
| 支出見込合計B |  |  | |
| 収支差（A－B） |  |  | |

※委託業務がある場合は、業務内容に応じて各項目に振り分けてください。

※光熱水費全体額、その内光熱費のみの額を記載してください。

○○駐車場　収支予算書（5年間）

＜基本納付金＞

様式９から収入見込額と支出見込額（管理経費見込額）を記入し、次の差引収支表に記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  | （税込：千円） |
|  | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | ５年間合計 |
| 収入見込額　Ａ |  |  |  |  |  |  |
| 支出見込額　Ｂ  （管理経費見込額） |  |  |  |  |  |  |
| 基本納付金　Ｃ　※1  （収支差Ａ－Ｂ） |  |  |  |  |  |  |
| 指定管理料　※2 |  |  |  |  |  |  |

※　収支差がマイナスになるときは、数字の前に△をつけてください。

（参考）「収入見込額（Ａ）－ 管理経費見込額（Ｂ） ＝ △基本納付金（Ｃ）（収支差Ａ－Ｂ）」

※　完全利用料金施設の場合は、指定管理料の欄を削除してください。

※１　完全利用料金施設は、収支差Ａ－Ｂの５年間合計額が、応募要領Ｐ19～20に示す基本納付金最低予算額以上になるようご提案ください。

※２　利用料金施設は、指定管理料が、応募要領Ｐ21に示す指定管理料の上限額を超えないようにご提案ください。